官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一一）　二
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（一一）　三
○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第二条の政令で定める日を定める政令（一一三）　三
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**三四）　四
○トマト加工品の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**一六五）　四
○トマト加工品についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一六六）　四
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示（**原子力規制委**一）　四
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**一四）　四
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**六一）　四
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件（**国土交通**一七一）　五
○高速自動車国道に関する件（**同**一七三、一七四）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（**同**一七五）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一七六～一七八）　五
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**一一）　六
○道路に関する件（**同**一一二、一一三）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**一一五、一一六）　七
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一四）　七
〔国会事項〕
内閣　人事院　七
〔人事異動〕
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　四
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　四
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

本号で公布された法令のあらまし

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第十一号）（こども家庭庁）

第１　健康保険法施行令の一部改正

健康保険法第百六十条の二第一項において、政令で定めることとされている子ども・子育て支援金率の範囲を千分の二・五とする。（第四十五条の五関係）

第２　私立学校教職員共済法施行令の一部改正

１　私立学校教職員共済法第二十二条第二項において、子ども・子育て支援納付金を掛金として徴収することに伴い、掛金の標準報酬月額及び標準賞与に対する割合の上限を千分の百四十七・五とし、任意継続掛金の標準報酬月額に対する割合の上限を千分の百三十二・五とする。（第十三条及び第二十九条関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　国家公務員共済組合法施行令の一部改正

１　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により新設される国家公務員共済組合法第百条第四項において、政令で定めることとされている子ども・子育て支援金率の範囲を千分の一・二五とする。（第二十三条の四関係）

２　その他所要の改正を行う。

第４　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

１　子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の算定方法について、介護納付金と同様に規定する。（第二十八条第三項関係）

２　子ども・子育て支援金率の範囲を千分の一・二五とする。（第二十八条の二第三項及び第四項関係）

３　その他所要の改正を行う。

第５　こども家庭庁組織令の一部改正

子ども・子育て支援法第七十一条の三第一項の子ども・子育て支援納付金の徴収事務について、成育局及び成育局参事官が行うこととする。（第十八条関係）